

せたな町地域おこし協力隊（せたな観光協会職員）の募集について

せたな町は海、山、温泉と自然に恵まれ、山海の幸も豊富で、素材を生かした加工品も数多く生産され、自然が創った芸術品とも呼ぶべき日本海の変化に富んだ海岸線は、マリンスポーツや海水浴のメッカともなっています。また、雄大な山々の景色や緑にも恵まれ、美しい川や渓谷、公園など観光・レジャースポットとして楽しめる場所が豊富にあります。

せたな町では、これらの豊かで美しい自然と豊富な観光資源を活用した人と人のふれあいを大切にす町を目指し、「せたな観光協会」の運営を担う職員を「地域おこし協力隊」の制度を活用して募集します。

雇用関係の有無	あり
業務概要	<p>せたな観光協会事務局職員として従事していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の一般事務、経理、事業の運営 ・道の駅てっくいランド大成の運営 ・三本杉、ふとろ、平浜海水浴場の運営 ・水仙まつり（5月連休明け日曜）の運営 ・わっためがして大成（7月最終土曜日）の運営 ・漁火まつり（8月第1週土曜日）の運営
募集対象	<ol style="list-style-type: none"> ① 年齢が20歳以上、おおむね40歳までの方（性別は問いません） ② 申込時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、採用決定後、せたな町に住民票を移して居住できる方 ③ 普通自動車免許を有する方 ④ パソコン（ワード、エクセル）、SNSの基本的な操作ができる方 ⑤ 心身が健康である方 ⑥ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方 ⑦ 活動期間終了後においても、町内で起業する定住意欲のある方
募集人数	2名
勤務地	せたな町内を拠点として活動します。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週5日間、午前8時30分～午後5時15分 ・年次有給休暇は、せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。 ・せたな町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町長が委嘱します。 ・採用した日～任用期間は1年単位とし、最長3年とします。
給与・賃金等	月額報酬208,000円
待遇・福利厚生	<ol style="list-style-type: none"> ①健康保険・厚生年金等に参加します。 ②住居及び活動用車両借上費のほか、活動用旅費、作業道具・消耗品等、定住に向けて必要となる研修・資格取得費などの補助金があります。 ※町への転居費用、生活備品・用品、光熱水費等は個人負担です。 ③手当等の支給は、せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。 ④せたな町で起業される場合、別途補助金があります。
審査方法	<p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・町指定の応募用紙（ダウンロードしてください） ・所在地の住民票 <p>○選考について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第1次選考 書類選考 申込み順により書類選考し合否を連絡します。 ※選考後、今後の面接日程等については追ってご連絡いたします。面接の希望日時等がある方は、ご相談下さい。 ②第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接を随時実施します。（なお、応募者が面接のために必要とする交通費等は個人負担となります。）
参考URL	http://www.iyu-join.jp/cgi-bin/recruit.php/9/detail/39156
お問い合わせ・応募先	<p>せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係</p> <p>〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1</p> <p>TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657</p> <p>URL http://www.town.setana.lg.jp</p>